



VOL.80

# トクちゃん新聞

11月号

伊勢参り行って来ました～！



平成25年11月5日  
徳野会計事務所

〒530-0041  
大阪市北区天神橋2-3-8  
MF南森町ビル3階  
TEL: 06-6809-2205  
FAX: 06-6809-2206  
URL: <http://www.ft-tax.com/>  
mail: info@ft-tax.com

## ● 人柄採点メガネ

OB税理士や現役税務調査官逮捕の報道が何度もありますが、真面目にやってる税理士としては、迷惑この上ない話です。ただ、これを機会に、OB税理士は税務署に顔が利く、会計士の方がエライ、といった偏った情報について多くの方が認識を新たにいただければと思います。もちろん、OB税理士さんや会計士さんも私の周りの方は税法も勉強して真面目に経営していってほしいです。属性で判断してはダメ、ということですね。採用でも同じく。

〇〇大学出身やから使える、ってことはないですものね。その見極めがホント難しい。ピピッと人柄に関する点数が瞬時に表示されるメガネがあったらいいのにな、なんてマンガみたいなことを考えてしまいました～。ちょっと疲れ気味？



## ● 税務調査件数が減少

国税庁資料によりますと、24事務年度は前年に比べて調査件数が27.4%減少したようです。今年の1月から調査手続きが厳格化され1件あたりにかかる日数が増えたことが原因のようです。今後は、キチンとした税理士が入ってキチンと申告しているところの調査は簡素化し、悪質な納税者に対する調査に時間をかける、という流れになるように感じます。調査がなくなるわけではないので、普段から確実な処理をお願いいたします！

担当: 徳野



## ◆ NISA(少額投資非課税税制)のQ&A

担当: 井上



平成25年10月1日から「NISA」の非課税口座開設の申請手続きが開始されました。今年の2-3月号でも記載させていただいたのですが、今月号では「NISA」について特に質問・問い合わせが多かったものをQ&A形式で紹介させていただきます。

### Q1. NISAの口座開設のために必要な書類などはありますか？

税務署が確認するため、下記の書類を提出する必要があります。

①非課税適用確認申請書 ②非課税口座開設届出書 ③住民票の写し

※①、②については銀行や証券会社に請求すると申込み用紙が届きます。

### Q2. 金融機関による違いはありますか？

銀行、証券会社などの金融機関によって、扱う金融商品、手数料、サービス等が異なりますので、事前に違いを確認することが必要です。

### Q3. 一般口座等で保有している株式等をNISA口座に移管できますか？

一般口座等の保有株を移管することはできません。新規にNISA口座で買い付けた銘柄のみ保有可能です。

### Q4. NISA口座と他の口座との損益通算等は可能ですか？

NISA口座で生じた損失と、課税口座で生じた利益を、損益通算や繰越控除することはできません。

### Q5. NISA口座で取引を行った場合、確定申告の必要はありますか？

NISA口座での譲渡所得や配当所得は非課税のため、確定申告の必要はありません。



## ◆ なぜあの人は人前で話すのがうまいのか

担当: 井上



題名のままの内容なのですが、「当たり前のことなのだが、意外と言われなければ気づかない」ことが数多く書かれており、私自身の話し方や考え方を見直す良い機会になりました。以下、本書の一部です。

コミュニケーションで重要なのは、「何を」伝えるかではありません。「どのように」伝えるかなのです。伝え方が勝負です。コミュニケーションの勉強は、結局は伝え方の勉強です。必要な情報を過不足なく最低限の時間で伝えることは、「あなたにとってメリットになる情報はこれです」という「情報」そのもののほうが勝っています。でも高度情報化社会は情報が勝つ社会ではありません。高度情報化社会と情報化社会とは、大きな違いがあります。高度情報化社会は「情報」より「伝え方」が勝つ時代です。アイデアは、世界中の人が同時に思いついています。結局、伝え方が上手な人、伝え方にひと工夫した人が一番先に形にします。そのアイデアを相手側がわかるように伝えた人が夢を実現するのです。

この本を読み私が感じたことは、コミュニケーションの場のみならず、日常生活において「わかっているつもり」になっていることが数多くあるのではないかと改めて感じるようになりました。今後は、客観的に自分自身を見直すことができるように訓練していかなければなりません。

書籍名: なぜあの人は人前で話すのがうまいのか 出版社: ダイヤモンド社 著者: 中谷彰宏



## ◆ 税務スケジュール(11月)

### 11月11日(月)

- ・10月分 源泉所得税の納付
- ・10月分 住民税の納付(特別徴収)

### 12月2日(月)

- ・9月決算法人 確定申告
- ・3月決算法人 中間(予定)申告
- ・12月3月6月決算法人 消費税3ヶ月ごとの中間申告
- ・10月分社会保険料
- ・所得税予定納税 第2期分(振替納税)
- ・個人事業税 第2期分

確定申告・年末調整資料のご準備をお願いいたします。

**生命保険料控除**

一般・年金・介護医療

**地震保険料控除**

地震・旧長期

弊社より**確定申告用資料袋**が届いている方は資料をつぎつぎ放り込んで下さいね。

担当: 廣島



## ◆ パソコンを買い替えされる場合<弥生の認証解除>

Windows XPのサポート終了もあり、パソコンを買い替えされる方が多いと思います。

弥生シリーズを利用していたパソコンについては、必ず「**ライセンス認証の解除**」を行ってから廃棄等の処分をお願いします。

認証の解除をしなれば、新しいパソコンで認証することができず、弥生シリーズの利用ができません。

【解除方法】

すべてのプログラム → 弥生シリーズ → 弥生 ライセンス認証管理

弥生 ライセンス認証管理

担当: 岡村



この画面では、インストールされている弥生製品のライセンス認証、およびライセンス認証の解除を行うことができます。

ライセンス認証または認証解除を行う製品を選択してください。  旧製品を表示する



## ◆ 税務調査 任意調査って?

税務調査には**強制調査**と**任意調査**がありますが、私たちが経験する調査のほとんどが任意調査です。任意調査は次のように行われます。

### ● 準備調査

税務署の調査担当者は調査に入る前に、調査先の会社の決算書の科目について、前年と比較し、**売上総利益率(荒利)**や**各勘定科目で異常な増減がないか**、調査会社の取引から提出された「**資料せん**」や、**調査等で収集した資料等**により、**調査項目を絞り込み**ます。

### ● 調査初日

調査担当者は、会社に**2~3日間**に渡り、**午前10時頃から午後4時過ぎまで**るのが一般的です。初日の午前中は会社の概況を聞き、会社案内、組織図、役員及び株主名簿、経理方法等の確認をします。**概況確認**のなかで世間話をしながら、社長さんの家族構成、出身地、趣味等を聞きます。ベテランの調査官ほど、この概況を聞くのがうまく、社長さんが、つい安心していらぬことまで話してしまい、経費内容、現金のながれ等今後の調査項目のポイントとなることがあります。そして、初日の午後からいよいよ帳簿等の確認が始まります。初日は売上、仕入が中心でそれ以外はざっと全体を確認します。調査官は午後4時頃には調査を終わり税務署に戻り、**統括官に今日調査した事項を説明し、指示を仰ぎ、明日の調査項目について確認整理を行ない**ます。

### ● 調査二日目以降

二日目は統括官に指示されたことを確認し、3時頃には、今回の調査の総括として、問題点を指摘し、必要資料の作成や提出の必要があれば依頼します。確認作業が完了しない場合は、帳簿資料等を預って署に持って帰ります。**順調に**いって、**調査の日から1~2週間後に、今回の調査のまとめとして来署依頼の連絡があり、社長と税理士が出向き、担当統括官と調査官とで問題点について検討**します。税務署の指摘事項について、社長が納得すれば、それについて修正申告をして納税すれば調査は終わります。もし、納得できなければ、税務署は「**更正決定**」をし、納税者は税務署に「**異議申立て**」、それでもだめなら**国税不服審判所**に「**審査請求**」し、その後は**裁判所**で争うこととなります。

担当: 池田



## いきものがかりのライブに行ってきました

家族みんなが大好き**いきものがかり**。徳野久美 5月にチケットを手に入れてから、ドライブの時にはずっと**いきものがかり**のアルバムを聞き、カラオケの時は、(休日はニンテンドーWiiUで自宅でカラオケをしています。家族4人かなり盛り上がっています。)もちろん**いきものがかり**を歌い、ライブを楽しみにしていました。

ライブでは必須アイテムのマフラータオルを振り、聖恵ちゃん(ボーカル)と一緒に歌い踊ってライブを満喫しました。本当に素晴らしかったです。

帰りに息子が「これで今年の最大の楽しみが終わった・・・」と寂しそうにつぶやいてました。



また、来年も家族みんなで行きたいな。

## ◆ 税務クイズ

担当: 廣島



- 第一問** 所得のなかった娘が11月に嫁いだ。この年の娘の扶養控除はどのくらいとれるでしょう?
- 1年の半分以上を扶養していたので・・・全額
  - 年末に同居していないため・・・0
  - 10カ月扶養していたので・・・10/12

- 第二問** 個人で商売をしていると、その年に支払った**所得税**や**住民税**を必要経費として申告することができる。
- 住民税は経費として申告できる
  - 所得税は経費として申告できる
  - 両方できない

**第一問 「 b. 年末に同居していないため・・・0 」**  
扶養控除や配偶者控除などの人的控除の判定は、その年の12月31日現在で行うこととなっています。この場合、結婚した夫の配偶者控除の対象になります。  
**第二問 「 c. 両方できない 」**  
事業に関連して納付すべきこととなった税金は必要経費になりますが、**所得税・住民税は事業に関連していないので必要経費とはなりません。**

